

「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、スポーツによる地域活性化を図るため、誰もが気軽に楽しめるトレッキングに、神社仏閣等の文化財をつなぐ「歴史の道」の要素を取り入れた観光商品の開発等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、トレッキングやウォーキングなどのスポーツを通じ、歴史の道や街並みなどの観光資源に触れることにより、誘客の促進や地域経済の活性化に資する新たな付加価値を創出する観光商品の開発等（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、前条で定める補助事業を行う市町村又は地域の観光振興に取り組む事業者とする。

(補助金交付の対象となる経費及び補助率)

第4条 補助の対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付の申請等及び提出期限)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。ただし、適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

- 2 知事は、前項の決定を行う場合は、有識者で構成する検討会の意見を聴取するものとする。
- 3 前項の検討会の開催に関して必要な事項は別に定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 知事は、第5条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (3) 知事は、第5条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- (4) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の遂行及び収入状況について、知事の要求があつたときは、速やかに事業の遂行状況を知事に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第11条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、請求書(様式第7号)により支払うものとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書(様式第9号)によりすみやかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 知事は、第7条第1項第4号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助金を他の用途への使用をした場合

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(3) 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反した場合

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合

(5) 補助金の交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、山梨県補助金等交付規則第17条第1項に規定する割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、山梨県補助金等交付規則第17条第3項に規定する割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(帳簿等の整備及び保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、整備保管しておかななければならない。ただし、財産処分承認申請書(第10号様式)を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得した機械又は器具などの備品(以下「取得財産等」という。)については、財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(第10号様式)

を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

補助対象経費	補助率	補助限度額
1 需用費（印刷製本費、消耗品費等） 2 役務費（通信運搬料、保険料等） 3 使用料及び賃借料 4 委託料 5 備品購入費（1件あたり5万円以上の物品の購入） 6 その他知事が事業実施に必要と認める経費	補助対象経費の 1／2以内	2,000千円

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL
印

「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙事業企画書のとおり実施したいので、「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書（様式第1号の2）
- 3 収支予算書（様式第1号の3）
- 4 誓約書（様式第1号の4）
※市町村等の公共的団体等については提出不要
- 5 その他添付書類

事業計画書

1 事業内容

事業の名称	
(1) 事業の具体的内容	
<p>(必要に応じて、旅行商品・ビジネスモデル等の特徴を示すイメージ図を添付)</p> <p>①地域における現状と課題 ※地域の観光資源の活用における現状と課題について記入ください</p> <p>②事業の実施内容 ※スポーツ要素と地域（エリア）の観光資源を組み合わせた新たな観光商品の内容について記入ください</p> <p>③事業のコンセプトなど ※地域の観光資源等をとらえたコンセプトやストーリー設計などについて記入ください</p>	

④事業のターゲット（性別、年齢層、所得などできるだけ詳細に）

※コンセプトや観光動向を踏まえ、想定するターゲット層、なぜそのターゲット層を選んだかなどについて記入ください

⑤観光資源等の魅力発信

※開発した観光商品により地域の観光資源等の魅力を効果的にターゲット層に伝えるための方法や工夫などについて記入ください

⑥プロモーションの方法

※開発した観光商品をターゲット層に届けるための効果的なプロモーションの方法や工夫などについて記入ください

（２）事業の実施体制

（本事業を確実に実施するにあたっての責任者や組織体制、地元事業者等との連携などについて記載）

(3) 新たな付加価値の創出
(当該地域における観光資源等の新たな付加価値としての独自性や新規性、社会的インパクト等について記載)
(4) 地域への経済効果
(ビジネスモデルや商品／サービスにより受益が想定される地域産業や観光消費など地域への経済効果について、試算の考え方を含めて記載)

2 事業スケジュール

時期	具体的な実施内容
4月～ 6月	
7月～ 9月	
10月 ～ 12月	
1月～ 2月	

収 支 予 算 書

○収入の部

単位：円

区分	予算額	備考
県補助金		
自己資金		
その他		
合 計		

○支出の部

単位：円

区分	補助事業に 要する経費	積算内訳	補助金 充当額	備考
需用費				
役務費				
使用料及び 賃借料				
委託料				
備品購入費				
その他				
合 計				

※ 補助事業に関する経費を記述してください。

※ 補助対象経費の区分により記述してください。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

記

- 1 自己又は団体の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 様

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

Ⓜ

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、同補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれかの低い額の20%以内の経費の配分の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき

イ 補助金を本事業以外の用途への使用をしたとき

ウ 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき

エ 交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき山梨県補助金等交付規則第17条第1項に規定する割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、山梨県補助金等交付規則第17条第3項に規定する割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 交付要綱第7条第3号の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額を減額する。

8 補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印
T E L

「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金交付要綱第7条第1号の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL
印

「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金事業中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、次のとおり事業を中止・廃止したいので、「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金交付要綱第7条第4号の規定により、次のとおり申請します。

1 中止・廃止の理由

2 中止・廃止年月日

※参考となる書類を添付すること。

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL

印

「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 事業報告書（様式第5号の2）

2 収支決算書（様式第5号の3）

3 その他添付書類

4 支払先

(1) 金融機関名： 支店名：

(2) 預金種別 （ 当座 ・ 普通 ）

フリガナ
(3) 口座名義

(4) 口座番号 No.

事業報告書

申請者の名称	
事業の実施状況	
事業の成果	
その他特記事項	

※ 用紙が足りない場合は適宜追加してください。

※ 参考となる資料がある場合は別に添付してください。

収 支 決 算 書

○収入の部

単位：円

区 分	交付決定額	決算額	備 考
県補助金			
合 計			

○支出の部

単位：円

区 分	交付決定額	決算額	補助金充当額	備 考
需用費				
役務費				
使用料及び 賃借料				
委託料				
備品購入費				
その他				
合 計				

※ 支出した経費内容がわかる領収書等の写しを添付すること

※ 契約書・領収書等の支出内容が分かる資料を必ず添付してください。

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで実績報告のあったこのことについては、「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確 定 額 円

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印
TEL

「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金請求書

このことについて、次のとおり請求します。

1 精算払請求額 金 円

補助額	既概算払受領額	今回請求額
金 円	金 円	金 円

2 支払先

口座振替	振込先金融機関名		支店名	
	口座の種別・番号	当座・普通 No.		
	(フリガナ)			
	口座名義			

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印
TEL

「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金について、補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既 概 算 交 付 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今 回 概 算 請 求 額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払先

口座振替	振込先金融機関名		支店名	
	口座の種別・番号	当座・普通 No.		
	(フリガナ)			
	口座名義			

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL

印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金について、補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金額
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還額（3－2）
- 5 その他添付書類

※返還額に係る積算の内訳等

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL

印

財産処分承認申請書

「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、「トレッキング×歴史の道」付加価値創出事業費補助金交付要綱第15条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

※ 必要に応じて項目を加えること。